

# いわき市潮学生寮 寮生活のきまり

潮学生寮は寮生による共同生活の場であり、寮生活が互いに快適なものとなるよう、一定の“きまり”を設けています。寮生は、これらのきまりを守りながら、健全かつ規律をもって、充実した学生生活を送りましょう。（このきまりは、寮則、寮生心得等から抜粋しまとめたものです。）

## 1. 施設利用の注意

	項 目	時 間	注 意 事 項	
(1)	事務室	8:30～17:00	各種届出、連絡等は緊急の場合を除いてこの時間内に。	
(2)	開門	6:30	開門前に外出する場合は前日までに舎監の許可を得ること。	
(3)	閉門（門限）	23:00	やむを得ず門限に遅れる場合は、舎監に連絡すること。	
(4)	食事	朝食	6:30～9:00	・食事は必ず食堂でとること。 ・食器等は所定の場所に返却すること。
		夕食	18:00～21:00	
(5)	浴室	18:00～23:00	8月、3月を除く月～土曜日。シャワーは24時間使用可。	
(6)	ミニキッチン	6:30～23:00	火気の取扱いに気を付け、使用後は各自責任を持って片付けること。	
(7)	食堂	6:30～21:00	時間外に使用するときは舎監の許可を得ること。 その場合でも23:00までを限度とします。	
(8)	洗濯室	7:00～23:00	23:00以降の使用は出来ません。	
(9)	学習室	7:00～23:00	23:00以降の使用は出来ません。	
(10)	トレーニングルーム	7:00～22:00	22:00以降の使用は出来ません。	

## 2. 外泊

- (1) 外泊する場合は、外出する前までに届け出ること。
- (2) 外泊予定に変更が生じた場合は、速やかに連絡をしてください。

## 3. 居室訪問及び来客（保護者等以外の者）

- (1) 来客があった場合は、必ず舎監に申し出、舎監の指定する場所で応接してください。  
なお、面会時間は原則9:00～17:00とします。
- (2) 来客者の宿泊は認めません。
- (3) 来客者を居室へ招き入れることは絶対にしないこと。（防犯・火災予防のため）  
なお、居室に入室させた場合は処分対象となります。

## 4. 電話

- (1) 事務室を通じての電話は、保護者等からの緊急の連絡以外は取次ぎません。
- (2) 不在の場合の緊急連絡は、各自のメールボックスにその旨のお知らせを貼るか、又は掲示板で事務室への呼び出しを行いますので、帰寮したときは必ず確認してください。
- (3) 居室内での電話は、話し声等が隣室の迷惑にならないよう留意してください。

## 5. アルバイト

- (1) アルバイトをする場合は、舎監に伝えてください。また、寮の開門・閉門に支障をきたさないよう留意してください。

## 6. 共同生活上のルール

- (1) 基本的な生活習慣を身に付け、互いに快適な寮生活を心掛けること。
- (2) 寮室内の清潔、整頓に努めること。
- (3) 寮内では静粛に努めること。階段の昇降、戸の開閉、廊下での話し声等の生活音に配慮してください。22:00以降はなるべく他室を訪問しないこと。
- (4) 寮室の施錠は各自責任を持って行き、盗難等の発生したときは舎監に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 外出・帰寮の際は、玄関の在寮状況を各自表示すること。
- (6) テレビ、オーディオ機器の視聴は音量を下げてください。音の出る楽器の使用は禁止します。
- (7) 階段・廊下等共有スペースへの物品の放置はしないでください。
- (8) 寮内でのマージャン及び賭博行為、暴力行為の一切を禁止します。寮生同士の金銭の貸借も行わないこと。
- (9) 火災予防のため、石油ストーブ、こたつ、その他火気を持ち込まないでください。
- (10) 化学薬品や、爆発性・発火性のある物、その他法律等で禁止されている物の持込は厳禁です。
- (11) 未成年者に飲酒・喫煙をさせないこと。また、未成年者でない場合でも強要しないこと。
- (12) 居室、共用スペースでの喫煙は禁止します。(指定の喫煙室のみ可)
- (13) 建物・設備・寮室内の改造はしないでください。
- (14) ゴミは分別のうえ、所定の場所に出してください。電化製品や粗大ゴミは有料となりますので各自対応してください。(川崎市のゴミの分類・排出方法に従ってください。)
- (15) 寮周辺は住宅地のため、大声で騒いだり、大きな物音等を出さないでください。
- (16) 寮の食事を食べない場合は、食事をする日の3日前までに申出てください。申出がなかった食材費については、返金しませんので注意してください。
- (17) 火災の発生や盗難、その他の事故があった場合は、至急舎監に連絡し、指示に従ってください。
- (18) 防火、衛生施設の保全又は管理上必要が生じた場合、舎監及び関係者が居室に立ち入るときは、これに従ってください。
- (19) 消防署から防災訓練等の指示があった場合は、できる限り参加してください。
- (20) 非常口は非常時以外の出入りを禁止します。
- (21) ペット類の飼育は禁止します。(熱帯魚、亀なども含む)
- (22) 相部屋でテレビ・冷蔵庫などを置く場合は、同室の寮生にも一声かけてください。
- (23) 自治会活動にはできる限り参加してください。
- (24) 自転車の持ち込みは1人1台までとします。
- (25) 自動車、バイク、原動機付自転車の持ち込みは認めません。

## 7. 退寮時の手続き

卒業、退学、在寮期間が満了したときには退寮となります。

- (1) 在寮期間は『入寮許可通知書』に記載されている期間です。
- (2) 在寮期間中にやむを得ず退寮する場合は、舎監に報告の上、退寮予定日の10日前までに本人及び保護者連名の『退寮届』を提出すること。退寮日が月の中途の場合でも、寮費の返金はありません。
- (3) 入寮金は返金されません。
- (4) 年度途中に退寮する場合は、退寮する月の翌月から当該年度末までの月数(6月を限度とする)に賃貸料及び共益金の月額を乗じた金額を納入することとなります。(3月退寮の場合は不要)
- (5) 退寮の際は、居室及び備品について舎監による点検を行います。万一破損、紛失があった場合は実費弁償となります。(転室時も同様に居室の点検を行います)

## 8. 退寮

次の（１）から（３）に該当する場合で、寮生活に不相当と認められた場合は退寮となります。また、（４）に該当する場合など、入寮していることが不相当と認められる行為があった場合、入寮決定の取り消しや、退寮処分を含めた処分の対象となります。

- (1) 休学したとき、又は、停学その他処分を受けた場合。
- (2) 寮費の納入を怠った場合、又は、無断で長期間帰寮しない場合。
- (3) 長期の加療期間を要する疾病にかかったとき。
- (4) 寮則に違反する行為があったとき、不法行為を行ったとき、その他寮の秩序を乱し又は名誉をき損するなど入寮していることが不相当と認められるとき。

## 9. 施設概要について

- 所在地：〒214-0034 神奈川県川崎市多摩区三田二丁目1番地の19
- アクセス：小田急線生田駅下車 南口より徒歩5分
- 建物：鉄筋コンクリート造3階建
- 定員：41名（相部屋仕様22室、個室仕様19部屋）
- 室内備品：机、椅子、ベッド、本棚、エアコン、インターネット回線
- 共用設備：浴室、トイレ（各階）、食堂、学習室、洗濯室、物干し場、放送設備、トレーニングルーム、エアコン、消火設備
- 共用備品：洗濯機、乾燥機（有料）、掃除機、食堂用テレビほか